

長野県松本市中上 9-9

TEL : 0263-33-2223 FAX : 0263-33-2396

長野県長野市栗田 292 番地

TEL : 026-291-4153 FAX:026-291-4163

HP : <http://www.narusako.co.jp>

- 偉人に学ぶ経営と使命の考え方
- 事業引継ぎ支援センターを活用していますか？
- 評議員はお決まりですか？
- 育児・介護休業法が改正され、平成 29 年 1 月より施行！
- フランス人の価値観を変えた日本発の”グリーンバード”

## 偉人に学ぶ経営と使命の考え方

東京大学医学部卒業後、伝染病研究でノーベル賞受賞寸前まで行き、日本医師会を設立した北里柴三郎先生を知らない人は少ないのではないかと思います。北里先生は医学者、細菌学者として「医者使命は病気を予防するためにある」という信念のもとに、日本の医療体制を整えるために、欧米の機関からのオファーを断って日本に帰国しました。このとき援助を求めた相手が 1 万円札と「学問のすすめ」でおなじみの福澤諭吉翁です。北里先生は奥さんの薦めにより学問のすすめを読み、その中の一説を福澤翁の前で暗唱し翁の信頼を獲得します。そして福澤翁は、伝染病研究に多大な力を持ちながら活躍する場所の無い北里先生に土地や人材を提供しました。これが後の北里大学です。北里先生は諭吉翁への恩返しに、諭吉翁の創設した慶応大学に医学部を作り初代医学部長となっています。

20 世紀を代表する天才経済学者シュンペーターは資本主義が崩壊に向かっていく要因として個人主義功利主義（個人の利益だけ追求する結果、家庭が崩壊して子どもを生まなくなり個人の生活を守るだけに焦点があたり世の中の発展にロマンを見出せなくなる傾向）をあげています。そうした傾向になりがちな現代社会の中で、北里先生や諭吉翁のような社会の問題解決を政治家任せにせず、自分自身の事業としてとらえ挑戦し、私財もなげうち実現していく姿勢に心を打たれます。

福澤諭吉は、「学問は権力からも自立していないと学問の独立性は守られない」という信念のもとに、日本で初めて慶応大学で授業料を徴収しました。日本で始めて学校をビジネスとして成立させた人でもあったという事です。この慶応大学で学んだ木沢翁が故郷松本市に帰郷して、現在の松商学園を創設し、実学を学べる場所を長野県に作りました。その松商学園は大学院まで創設し明治大学とも提携し、現在も発展を続け地域社会のリーダーをたくさん輩出しています。

この他にも諭吉翁の門下生は多大な偉業を残しています。三井銀行の大番頭で日銀総裁になった池田翁は、昭和の金融恐慌の処理を見事にやり遂げています。庄巻なのは、戦争に反対し東条英機と対峙し東条から「東条の軍門に下れば長男の兵役を免除する」という申し出をしっかりと拒否していることです。残念な事に長男は戦死されていますから、父としての感情と国の財政の責任者としての信念との葛藤は想像を絶するものがあります。

現代社会でも就職人気ランキング世界第 1 位のグーグルが、中国に「ノー」を突きつけて中国での検索サービスを中止した事にすがすがしい感情を抱いた方も多いのではないのでしょうか。チベット人の人権問題の運動をしている人に対するハッカー行為を中国政府が行っている、つまり不当に国が個人のプライバシーを検閲している、という理不尽に対して、「情報のニーズは全ての国境を越えるのだ」というグーグルの考え方を実行した英断に拍手を送りたいと感じました。

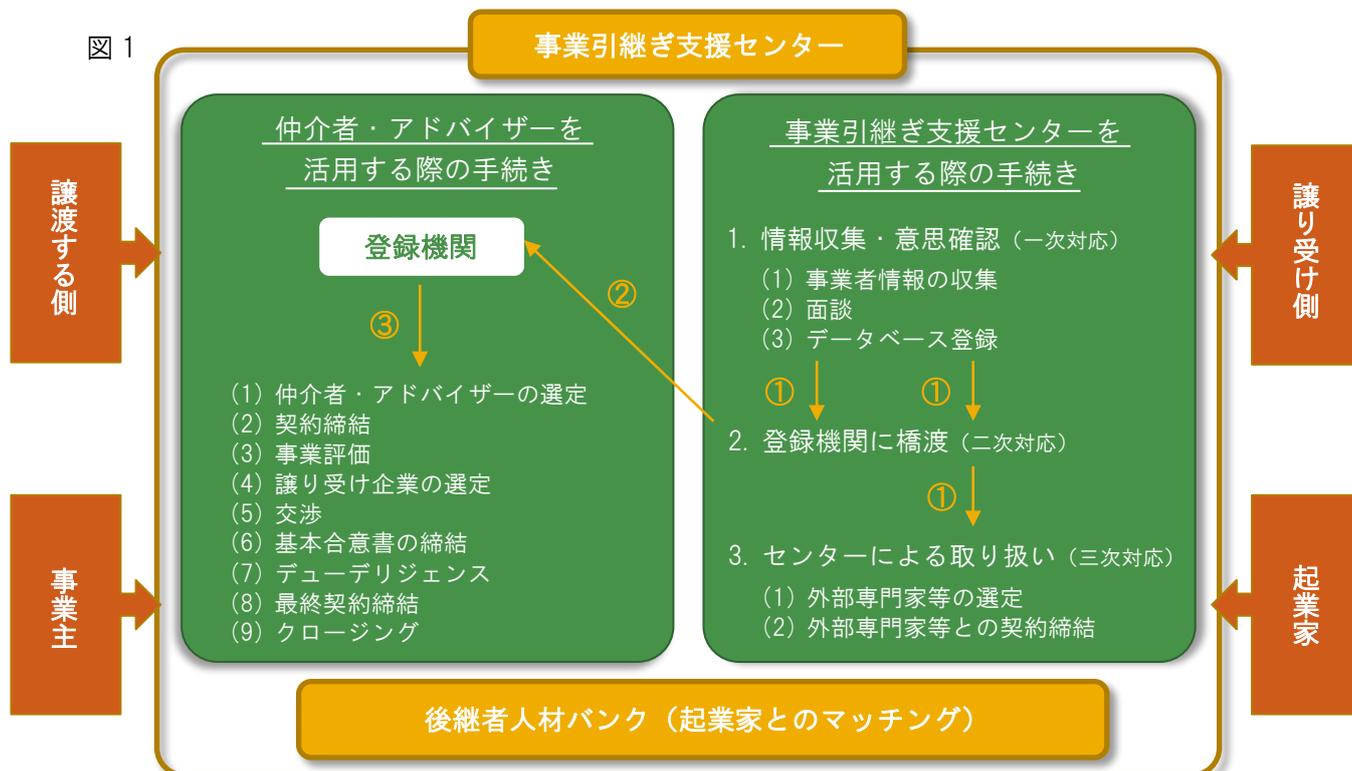
諭吉翁は「学問のすすめ」の中で「社会に役立つ実学を勉強し、そのことにより自分の意識がはっきりし経済がうまく回り、幸せな生き方ができるのだ」と説いています。学問も経営も、自分と組織の使命をはっきりさせることとも言い換えられると思います。この使命について近代経営学の父ドラッカーは「何によって記憶されたいか」と自問自答すればよいと示唆していますし、諭吉翁は「仕事とは生きた証を長く後世の子孫に残すこと」だと述べています。相続させるべき財産はお金や土地などだけでなく、一番は自分自身の生き様なのですね。心に刻みたいものです。

成迫 升敏

# 事業引継ぎ支援センターを活用していますか？

後継者不在などで、事業の存続に悩む中小企業・小規模事業者の方の相談に対応するため、全国に事業引継ぎ支援センター（以下センター）が設置されました。後継者不在の中小企業・小規模事業者の事業承継をM&Aを活用して支援する目的で平成23年から開始された国の事業です。親族・従業員・第三者の承継、再生、創業、廃業等事業承継に関連した幅広い相談を行っています。また、個人（起業希望者）に引継ぐ後継者人材バンク事業も行っています。これは、後継者問題の解決と創業の促進を同時に実現するための取組みです。長野県は平成26年2月にセンターが設置され、同年11月には後継者人材バンクが設置されました。では、支援体制図（図1）を見ながら利用者のメリットをご説明いたします。

図1



## [メリット]

### ・相談は無料で回数の制限がない

事業承継に熟知した方が十分な時間を取り、面談を行います。承継に関する課題や対処策を検討します。結果、譲り渡し希望でセンターが支援可能と判断した場合は、データベースに登録します。登録データは個社（者）が特定されない情報に加工され、**秘密保持**が徹底されています。

### ・ニーズに合った専門家・専門機関を紹介してもらえる

複数の仲介者・アドバイザーから自社に合った先を業務範囲及び内容、報酬体系、M&A実績などを比較検討して決めることができます。登録している専門家と連携してワンストップでのサポートを行っています。

### ・候補社（者）を全国から探す事ができる

全国のセンターの登録データベースから自社に興味を持つ企業及び個人起業家を探す事ができます。各センター間で十分な情報交換が行われるため、可能性が高いマッチングが行われます。さらに後継者人材バンクも活用できるため、1ターン、Uターンを希望する起業家を探すことができます。

### ・信頼できる実績がある

センターの発足から平成27年度までの実績は、累計1万社の相談があり、361件の事業引継ぎが実現しています。中小企業基盤整備機構のサイトで事例が紹介されています。（掲載サイト：<http://shoukei.smrj.go.jp/>）

「事業承継といっても何から手を付ければいいのか分からない。」「親族や社内に後継者がいない。」「知り合いが会社を引継いでくれると言っているが進め方が分からない。」「M&Aを活用して、事業を拡大させたいが相談相手が分からない。」などのお悩みがある方は、センターへの相談を検討してみたいでしょうか？弊社は「長野県事業引継ぎ支援センター専門登録民間機関」になっておりますので、センターをご紹介し、ご相談を受けることができます。弊社のM&A担当部署までご相談下さい。

松澤 寿史

## 評議員はお決まりですか？

社会福祉法改正の施行期限も残すところ 4 か月となりました。短期間の内に改正の対応に追われ、お忙しい担当者も多いのではないのでしょうか。さて、今回は社会福祉法の制度改正の中で評議員の選定について考えていきます。今までの評議員会は任意設置だったこと、理事との兼務可能であったことから運営・評議員会の選定にあまり困らなかったのではないのでしょうか。しかし今回の制度改正から評議員と理事の兼務が不可となったり、議決機関たる評議員会の義務と責任が明確化されたり、評議員に対する損害賠償責任と罰則の強化が図られたりするため、候補者の選定・依頼が難しくなったという声をよくお聞きします。このため、評議員の 7 名の確保にお困りの事業所もあるかと思えます。



### 評議員の確保がどうしてもできない場合にどのようにすれば良いのでしょうか？

#### 社会福祉法改正に伴う評議員数の経過措置

	通常要件	経過措置
評議員数	7名（最低理事数+1名）	4名
開始期日	平成 29 年 4 月 1 日～	平成 29 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日（3年間）

※対象法人：平成 27 年度決算のサービス活動収益が 4 億円を超えない法人

上図のように経過措置が設けられ、これを利用すると制度開始時には評議員数 4 名 でスタートすることが可能です。あくまで経過措置ですので施行から 3 年間 という一定期間のみとなりますが、評議員を確保できない社会福祉法人は検討してみてもはいかがでしょうか。通常 7 名の評議員が必要となるところ、当初 4 名で済むため 3 年の猶予期間に改めて評議員を探せば良いという事になります。評議員候補者集めが難しい法人には便利な制度と言えます。



### 社会福祉法改正による経過措置のメリット・デメリットとは？

#### 経過措置のメリット・デメリット

メリット	デメリット
当初評議員数が 4 名で良い	3 年後に再度定款変更を行う必要 増員の際は評議員の任期のずれが生じる

評議員の人数については定款記載事項となるため 3 年後に改めて定款変更をしなければなりません。また通常評議員の任期が 4 年（6 年まで延長可能）のため、3 年後の選任時に任期途中の方と新任の方で任期がずれてしまいます。新評議員が選任された際の任期のずれは退任・再任して任期をそろえる手続きが必要となります。この手間を天秤にかけ、経過措置を利用するかの判断をして頂ければと思います。

逆に同じ社会福祉法人でも社会福祉協議会からは、現在の評議員数が多く、今回の制度改正を機に減らした方が良いのか？というご質問を頂きます。元々社会福祉協議会では理事・評議員の人数が多く議会のスケジュールや運営が大変であるという話をよくお聞きしますが、特に評議員に至っては地域の区長さんや民生委員、児童委員等の方をお願いしている所が多く、地区の役の任期が 1 年～2 年と短いため、地区の役と評議員の任期にずれが生じ、今後は任期満了まで待たずして退任・選任手続きを行う等の対応をする必要が出てきます。

一般の社会福祉法人、社会福祉協議会共に人選という問題（知識・見識があるか）と、人選後の損害賠償責任（個人が訴えられてしまうリスク）をどのように取り除くのかの 2 点が評議員をスムーズに選定・引き受けてもらうポイントになります。

今回少ない評議員でスタートするという方法をご紹介しましたが、評議員の方の訴訟リスクを減らすために法人としての努力（不正が起こらない内部統制、賠償責任保険の整備）を併せて行う必要があります。一般の社会福祉法人、社会福祉協議会のそれぞれにお悩みはあるかと思いますが、今一度自身の法人の内部統制を含め、見直してみてもいかがでしょうか。社会福祉法人の制度改正等でお困りの方、理事会、評議員会での説明を希望される方は弊社までお問い合わせ下さい。

北澤 守

## 育児・介護休業法が改正され、平成 29 年 1 月より施行！

来年1月より育児・介護休業法が改正されます。今回の改正は、育児や介護をしながら働く方が育児・介護休業を取得し易くなるような内容で、各企業において就業規則等の見直しの対応が必要となります。以下育児・介護休業法改正の主なポイントをご案内します。

### 育児休業

改正前	改正後
子の看護休暇（年 5 日）は 1 日単位で取得	半日（所定労働時間の 2 分の 1）単位の取得が可能※1
事業主による妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益取扱いを禁止	左記に加え、妊娠・出産・育児休業等を理由とする、上司や同僚による嫌がらせ等※2 を防止する措置（労働者への周知・啓発、相談体制の整備等）を事業主に義務付ける

※1 労使協定により一部の従業員を適用除外できる場合あり

※2 妊娠・出産を理由に職場で不当な扱いを受ける「マタニティー・ハラスメント」、男性が育児をする権利や機会を職場で侵害する「パタニティー（父性）・ハラスメント」等



### 介護休業

改正前	改正後
対象家族 1 人につき通算 93 日まで取得可能（原則 1 回に限る）	対象家族 1 人につき通算 93 日まで 3 回を上限として分割取得が可能
介護休暇（年 5 回）は 1 日単位で取得	半日単位（所定労働時間の 2 分の 1）での取得が可能※4
介護のための選択的措置※3 は介護休業と通算して 93 日の範囲内で取得	介護休業とは別に、利用開始から 3 年の間で 2 回以上の利用が可能
介護のための所定外労働の免除なし	対象家族 1 人につき介護の必要がなくなるまで所定外労働の免除を申請できる権利を新設※4

※3 会社は以下のいずれかの措置を選択して講じなければならない

- (1) 所定労働時間の短縮措置（短時間勤務）
- (2) フレックスタイム制度
- (3) 始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ
- (4) 従業員が利用する介護サービス費用の助成その他これに準じる制度

※4 労使協定により一部の従業員を適用除外できる場合あり

法改正に各企業は、従業員向けの両立支援制度に関する勉強会やハラスメント防止のための研修の実施、相談窓口の設置・案内等の実質的な取り組みを進めていくことが大切です。

また既存の育児・介護休業規程がある場合は法改正部分の改訂が必要です。育児・介護休業規程をお持ちでない場合は、これを機に作成をご検討されてはいかがでしょうか。ご不明な点がございましたら弊社までご連絡下さい。

中谷 幸喜



## フランス人の価値観を変えた日本発の”グリーンバード”

ゴミが放置されたパリの街が日本発の「街のそうじ隊」”グリーンバード”によって綺麗になってきているといます。”グリーンバード”とは、原宿表参道から始まった”街のそうじ”プロジェクトで日本全国に支部を置く NPO 団体です。「きれいな街は、人の心もきれいにする」「ゴミやタバコをポイ捨てしない」というコンセプトに共感した人たちの自発的な活動です。その目的は”清掃そのものではなく、清掃を通してポイ捨てや、環境への意識を高めること”だといいます。ボランティアが清掃することが珍しいフランスでは、当初不思議そうに見られていました。参加する人のほとんどが日本人でしたが、フランス人の参加者が徐々に増え、今では日本人よりもフランス人の方が多くなったようです。さらに広まれば、パリからゴミが消える日が近いかもしれないとのこと。日本では”グリーンバード”だけでなく一般企業も周辺地域へ感謝の意味も込め、会社ぐるみでゴミ拾いを行っているところもあります。日本から始まった活動が世界に広まり、街を綺麗にするのは嬉しいことです。私もレジ袋を携え、ゴミに気づいたら拾うよう心掛けたいです。

高木 幹夫（以上）